

第十六章 四藩君臣二條攝政訪問

【九六】 島津久光登營を謝絶す

久光慶喜を訪問せず

薩越土宇和島四藩の中にて薩藩が尤も強硬である。四藩會議も本來薩藩が發起者だ。而して島津久光は四月二日上阪の際には將軍慶喜在阪にて大目付永井玄蕃頭を遣はし安否を問はしめたが久光は自から慶喜を訪問せず。十二日京都に入り二十日には幕府から二條城に參候す可く命じたが久光は未だ天機を伺候せざるを理由として之を謝絶した。

幕府の久光招致策

幕府では島津久光が在京二十日に及ばんとして未だ將軍を候問せざるを如何にも面白からぬ事とし強めて彼を招致せんとした。乃ち板倉閣老は薩藩と親善なる越藩の手を假りて其の目的を達せんとし種々工作するところあつた。松平春嶽も板倉閣老の意を諒とし内輪にて彼是周旋する所あつたが薩藩では容易にそれに應ずる模様は無かつた。

久光の登營拒絶

晦日(慶應三年四月)青山小三郎薩藩大久保一藏の許に行き大隅守(島津久光)殿、明朝日御登營なさるべきや否を尋ねしに大久保云幕府より登營すべき旨達せられ其上原市之進より小松帶刀へ手翰を遣し大隅守殿去る廿八日天機御伺を濟ませられし由上様(慶喜)には過日來御逢なされ度御待なさるゝ事故、明日は是非御登營ある様尤容堂殿未だ上著なければ國事の御相談に及ばれず、久々御疎濶故御懇話あるべしとの御内意なり云々と申越し、が小松より御返答に段々厚き思召は有がたき次第なれども今度上京せしは専ら國事周旋の爲めなれば其事を指置御懇話申上るは素意に違ふ事故何卒容堂入京して、四藩全く揃へる上に願ひ度云々申遣はせりとの事なりき。

前例に反する行動

元來從前の慣習から云へば薩より將軍家の都合を聞き合せ登營す可き筈であるに幕府から繰り返し召命を發し然も懇切を極めたる召狀に對し斯く謝絶することは兩敬の間柄としても甚だ穩當を少く況んや薩藩が幕府に對しては、不都合と云へば不都合だ。然も薩藩が斯る態度を取りたるは其氣既に幕府を吞み其の眼中將軍無かりしこと以て知る可しだ。されば松平春嶽も兩者の間に立

春嶽の配慮

九六 島津久光登營を謝絶す

つて、随分心配したるものと察せらるゝ。

一翰致拜啓候……昨日(四月晦日)雪江(中根)迄御沙汰之趣拜承、則表向御達之上、薩へ人を遣候處、市之進(原)より帶刀(小松)迄内諭も有之候得共、不相替強情理屈を申及、御内答候由、何共不及、是非恐入候次第に候。宇和島へも使を以承合候處、是は登營可仕趣に有之處、今朝に相成、宇和島より使を以、此度の登營は、全く薩出候故と、被察候處、肝心之薩御斷り申上、兩人(宇和島越前)のみ登營いたしても、過日と同様に(春嶽宗城兩人は過日既に登營したり)無詮儀に候へば、宇和島も御斷り申上度と申遣候。右に付小拙(春嶽)一人登營候而も、猶更不都合に付、無據御斷り申上候仕合に御座候。此等之内情不惡御推恕可被下候。何分思ふ様に參り兼心配仕候。乍併當時薩無禮不遜も、御公平を以、御目長に彌御懷柔被爲、在候方、乍恐天下之御爲と奉存候。唯々眼前之不都合、何共恐入候體態と奉存候。余は其内拜芝之節に譲り候。頓首拜。

五月朔日

大藏大輔

伊賀守様

尙々御自愛專一存候。本文之趣、御序之節、玄蕃頭(永井)市之進(原)へ御咄し希上候以上。

亦薩の一策

如何にも春嶽苦心の痕がありありと現はれてゐる。されば原市之進などが薩人に對して憤慨したのも、強ち理由無きことでは無かつた。然も薩人側から見れば、決して彼等は事理を解せぬでは無く、此れは故らに斯く幕府に向つて、暗拳を喫せしめた要するに是亦た薩に取りては、一種の政策と云ふ可きに幾きものであつた。

【九七】 兵庫開港と朝廷側の内情

四侯同床各夢

五月朔日(慶應三年)山内容堂も彌よ入京した。此れにて四賢侯は何れも京都に出で揃うたけれども四人には四人の了見あり、四藩には四藩の了見あり。彼等は互に同志の間柄であるが、然も一皮剥いで、觀察すれば、同床各夢の實なしとせず。特に薩は其中に於て、特殊の立場にありて、自餘三藩共に聊か敬憚と云はん乎、畏憚

九七 兵庫開港と朝廷側の内情

三六一

と云はん乎、或は猜憚と云はん乎、何れも内々警戒しつゝあつたに相違ない。而して兵庫開港の問題に付ても、越前、土佐、宇和島の三藩では、兎も角も速かに解決せんことを期しつゝあつたが、獨り薩は寧ろ之を以て、幕府を責むる責め道具として、容易に之を放下するを欲せざるの狀があつた。

春嶽宗城
近衛邸訪
問

今ま五月三日、松平春嶽、伊達宗城が、近衛前關白の招ぎに應じて、其の櫻木邸を訪ひ、忠熙及び其子内大臣忠房と對話したる記事の中には、

先帝遺詔
第一

此時前殿下（近衛忠熙）又先帝御大漸の際、關白殿（二條齊敬）へ、二條の遺詔在らせられたり。是は密事なれどもとて、其一條は、朕の病甚だ危し。如何なる變故あらんも知り難し。親王未だ幼なり。朕これを思ふ。汝親王を輔翼して、萬機の樞務を執り、朕に仕ふるの心を以て、親王に奉仕すべし。汝二三年或は四五年退職する事なかれ。朕が意を亮察せよ。

此れは孝明天皇の二條關白への御遺詔の第一條だ。

同第二

又一條は中山忠能は、親王の外戚なり。忠能人となり暴論を唱ふ。朕萬世の後、此人必天下の害を惹起すべし。常に親王に左右して、近侍を勤めしむるを要す。必

天皇穩健
人愛好

す樞務に關係せしめざれ。汝これを奉せよと在らせられし旨仰聞られき。此れが第二條だ。中山忠能は、明治天皇の御生母中山慶子の父である。彼は忠謙敢言の一人である。以上によりて、如何に孝明天皇の聖慮が、穩健著實なる人物を信用あらせられ、過激猛烈の人物を愛好し給はざりしかば、察するに足らむ。

されば此の御遺詔によりて拜察しても、孝明天皇の崩御は、將來の政局に、多大の變化を齎らし來る可きを豫想するに足らむ。

堂上說得
案

内府殿（近衛忠房）仰、兵庫開港の事、攝政殿（二條齊敬）をはじめ、國事掛りにては、已に開港の見込なれども、攝政殿並國事掛りのみにて、相談の上勅許とならんには、堂上及び藩士の内、忽ち切迫の議論を唱へ、遂には炮聲を國內に轟かすにも至るべければ、容易く決斷に及びがたきなり。されば今度上京の四藩相談ありて、開港すべきに決し、其段參内の上、申出られなば、必ず勅許在らせらるべし。就而は、追て四藩參内の節、堂上にも惣參内仰出さるべければ、一々御說得ある様にいたしたしとありしが、公（春嶽）及び伊豫守殿（宗城）にも、惣堂上へ說得は、御斷りなりと答へられき。（續再夢紀事）

此れにて見れば、朝議は既に兵庫開港に決しつゝ、あるを見るを得可しだ。但だ攝政や國事掛りが容易に責任を取りて、之を斷行せざりしは、堂上と諸藩士の反對論を虞るゝが爲めであつた。

拒否朝廷
の本心に非

されば苟くも四藩の合議によりて之を奏請せば、勅許疑ひなかる可しとは、内大臣近衛忠房の語るところ、恐らくは此れが真相であらう。果して然らば朝議が先皇の御遺志を遵奉して、兵庫開港を拒否したるは、要するに堂上及び諸藩士の意見を顧慮して、其の爲めに故らに斯く難題を幕府に向つて申掛けたるものにして、固より彼等の本心で無かつたことが判知る。而して此の諸藩士の議論の中には、固より薩藩などの意見が重なる一つであつたことは、斷じて疑を容れない。

【九八】 原市之進と中根雪江の談話

原、中根
の位置

幕府側に於ては、原市之進は殆んど將軍慶喜の最高顧問であると同時に、高級秘書であつた。越前側に於ては、中根雪江は、春嶽に取りては、何人にも代へ難き親信



原市之進之寫真 (公爵徳川慶光氏所藏)

の老臣である。されば彼等兩人の對話は、決して彼等兩人丈の私見として取り扱ふ可きものではあるまい。若し彼等の意見が、其の主人の意見を代表すると云はずんば、少くとも或る場合には、彼等の意見を、其の主人に注入し、主人の意見たらしむることある可きは、必然と云はずんば、自然の成行であらう。

風波鎮定策

六日（慶應三年五月）中根雪江、原市之進を訪問す。中根云、今度四藩已に上著せり。世上の風波を鎮めて、今後再起の憂なからしむる策如何。

此れは四藩主が、京都に出揃うたが、愈よ天下治安の長計に就て、原の意見を質したるものだ。

原云、今日は大風波の世界なれば、愁ひに防がんとすれば却て大濤を被ぶるに至るべし。故に風波に乗ずるに如かず。但しこれを鎮むるの策は、定見なし。

風波の原
因臣僚に
在り

此れは宛も藤田東湖の口吻だ。大勢は利導す可し。反抗す可からず。
中根云、老拙其處に聊見る所あり。方今世上の風波を起すは、諸藩にして、諸藩中にも、薩藩尤其魁なるが如くなれども、一昨日四藩集會ありし時の實況に就て考ふるに、藩主はすべて公平無私なり。藩といへども、主侯は邪曲の念なし。故に

今日風波を起すは、其藩主にあらずして、其の臣僚なり。此れは如何にも尤の觀察だ。天下の物論は、諸藩より生じ、諸藩物議の製造元は薩藩である。然も薩藩主は必らずしも邪曲の念はない。但だ薩藩士が風波の惹起者である。問題は愈よ其の中心點に集注し來る。

臣僚採縦

一昨日の集會に、議奏補闕の事を攝政殿へ言上するに決せしが、是も藩主の意見にあらず、即ち臣僚等朝廷へ有力の人物を置、幕威を壓せんとする一手段なり。就ては此際幕府は、襟懷を空しくして、此輩へ尊奉は如何して可ならん、敬上は如何にして足りなんと云やうに、一毫の遺憾なきまで御相談ありて、其心腹を攬らるゝを希望するなり。

如何にも尤なる希望なれども、餘人は兎も角も、薩藩諸士の如きは、業に既に胸に一物の横はるあれば、如何に其の驕心を得んとするも、殆んど無用の業に過ぎざる可し。

原云、大樹公素より襟懷を空しくして、御相談あるべき御心算なり。將軍慶喜は固より其積りであらう。

臣僚採縦
難當人選

中根云、主侯へは大樹公御自身御相談にて然るべけれど、彼の臣僚の心腹を攬らるゝは、何人が其任に當るべき。

各藩の君主は、左程面倒でない。面倒なるは藩士である。

原云、目下幕府中其任に當るべき人なし。誠に當惑の至りなり。板倉閣老とても矢張大名なれば、下情に疎く、永井參政(若年寄尙志)は、老練なれども、氣力に乏し。

此上は矢張大樹公御自身に、料理せらるゝ外なかるべし。

如何にも當時の幕府にては、將軍慶喜自身が、先づ其人であらう。

中根云、大樹公其所まで御行届きなれば、最願ふ所なり。

此れも一應の挨拶だ。

改革の時
至る

原云、舊套に拘泥せんには、紛紜もあるべけれど、非常の時機に當りては、非常の處置に出らるべきなり。桓武帝遷都已降王政の盛んなりしは、百餘年、藤氏權を執りしは、百五十餘年。鎌倉は百餘年。後醍醐帝の王政は十餘年。足利は百五十餘年なるが、御當代(徳川氏)は既に二百年に及べり。最早革命の時至れり。中興の政なかるべからず。

革命とは改革の意味だ。原其人は既に徳川幕府の現状維持が不可能であることを看破してゐた。

平和的革新の希望

中根云、古へより權柄の歸する所、變遷するには、必大亂あり。今日革命の時機は至りたれども、其形勢遙かに古へに異なり、故に兵禍を醸成せず、生靈を損せずして、再び太平の天を仰がしめん事を希望するなり。

中根の意見は、平和的革新に在り。

原の大久保觀

原云、眞に然り。斯くて原又薩藩中小松帶刀は、能く世と、もに變化する所あれども、大久保一藏は、頑然動かす終には、天下の害を惹き起すべし。

惺々惺々を知り、好漢好漢を知る。原が大久保を以て、天下の害を惹起する人物と評したるは、原の立場からすれば、未だ必らずしも不當ではない。若し大久保の眼中より觀察せん乎。大久保も亦た恐らくは同様の斷評を、原に向つて下だすであらう。

中根の松大久保觀

中根云、いかにも帶刀(小松)一藏は、姦雄なり。故に此姦雄をして、手を空しくせしめられざれば、天下は治まらざる可し。

姦雄の定義が明白でなければ、何とも云ひ難いが、兎も角も中根にせよ、原にせよ、眼識あるものは、此の維新の狂瀾怒濤は、何人によりて捲き起されつゝあるかを、能く看破してゐた。

【九九】 四藩君臣と二條攝政 (一)

四侯二條訪問

四藩主は出揃うたがそれでも容易に打揃うて登營せず、先づ朝議を定めて、而して後之に及ぶこととなつた。乃ち五月(慶應三年)六日の夜、島津久光、山内容堂、伊達宗城、松平春嶽等、二條齋敬を訪問し、先づ議奏關員の補充に就て、其の意見を具申した。而して薩藩では、尙又四藩家來を、攝政邸に遣はし、それを催告す可しとの意見を持ち出した。薩藩と云ふが、其實は西郷、大久保、吉井の徒である。

此夜(五月六日)六つ半時(午後七時)大久保一藏來る。毛受鹿之介應接す。大久保云、只今大隅守(島津久光)歸邸し、尙勘考するに、朝廷は兎角御因循勝に在らせらるれば、明日尙又四藩家來を、攝政殿へ差出し、今日四人より申立し件速に御決定

ある様に申上たし、此旨御相談に及ぶべしとの事なり。尤宇和島侯へは、西郷吉之助、土州侯へは吉井幸助を遣はし、御相談に及ぶ筈なり。

四藩家來の評議

毛受は福井藩士にて、松平春嶽の親臣の一人だ。此れより四藩の間に彼是の經緯ありて、七日越前の酒井十之丞、毛受鹿之介、土藩福岡藤次、宇和島藩西園寺雪江、薩藩大久保一藏等薩邸に相會し、左の如き案文を決議し、之を攝政二條齊敬に具申することとなつた。

二條に具申案文

昨六日主人々々より申立候一條は、速に朝議御決し相成候様仕度、仍而尙又家來共差出候。何卒御因循不_レ相成様仕度、決而奉_レ迫候義にては無_レ之、偏に奉_レ懇願候。委細之趣意は、主人主人より申上候通りにて、今後意見言上仕候義有_レ之候而も、御役方御揃ひ無_レ之而は、自然朝議御滯滞にも至るべき歟と存じ、申上候事。

迫るではなく懇願だと云ふも、事實は催告に外ならないことは、主人等の提議を相手方が考慮する時間もなき際に、家來共より其の速決を促すものなれば、其の目的とする所は分明だ。

二條邸訪問

右決定の上、攝政殿へ參上、拜謁を願ひしに、御用人を以て、御返答ありしは、昨日

四侯御列參にて、仰立られし趣、此上御因循なく、御盡力あるべし。今日御對面あるべきなれども、昨日より御齒痛にて御難儀、只今含藥等にて、専ら御養生中故、御逢は御斷りなされ度、尤明日御參内ゆへ、別して御養生あるなりとの事なりしが、大久保、然らば明日御參内前參上仕るべし。其節は拜謁仰付らるべきやと申ししに、尙又御用人を以て、明朝巳の刻（午前十時）對面すべしとの御答なりき。如何にも大久保の押しの強さが想ひやらるゝ。

一條九條等訪問

夫より五人は一條殿、九條殿へ參上、拜謁の上、昨日四侯より攝政殿へ申立られし顛末を述べしに、明日參内すべければ、尙又盡力すべしと仰られき。此日西郷吉之助、近衛殿へ參上し、同上の事を申上、徳大寺殿へは土藩より人を出し、申上る筈に決したり。（續再夢紀事）

三藩薩に引ずらる

此の如く朝議決定の運動も、四藩とは云ふものゝ、其實は薩藩が主にして、自餘の三藩も、畢竟は薩藩の爲めに、引ずり廻はされつゝ、ある情態であつた。固より三藩中に於ても、越前藩の如き、其の要人の主なる一人中根雪江の如きは、薩藩の内心測る可からざるものあるを熟知し（參照 九八）頗る警戒を懈らなかつたが、然も

當時薩藩の主張は、言正しく名順にして、容易に反對す可き理由も見出されず、その爲めに姑らく薩藩の後に就て、共同一致の運動を做したるものであらう。而して薩藩から見れば、一藩の力もて、朝廷を動かす、幕府を威どすには、其力未だ必らずしも大なる不足を感ぜざるも、尙ほ用心に用心を加へ、内輪薩藩の意志を、外面では四藩會議の公論として、之を朝幕の間に持ち出さんと企てたるものにして、如何に西郷大久保の徒が、事に臨んで、其の注意の周到であり、其の計企の水も漏れざる様、抜目なく考案したかを知るに足らむ。

【100】 四藩君臣と二條攝政 (二)

攝政邸参候

豫定の如く五月八日には、四藩の要人共は、攝政邸に参候した。

八日(慶應三年五月)朝五つ時(午前八時)酒井十之丞、毛受鹿之介、薩邸に至り、例の五人とともに、攝政殿へ参上す。攝政殿に拜謁前、大久保云、昨日西郷吉之助、近衛内府公(忠房)へ参上、段々申上しに、御承諾になれり。又云、同日小松帯刀、正親町三條

殿に出、議奏御就職の事を御相談に及びしに、御承諾となり、御用召となりなば、直に御請に及ぶべしと申されしよし。又一藏(大久保)柳原殿に出、一昨日各御申立ありし次第、如何御聞取ありしやと伺ひしに、至極御尤の仰立られなり。明日攝政殿御始御参内、朝議あるべき筈なりと申されぬ。

如何に薩藩士等が、手を分けて運動したるかを見よ。西郷、小松、大久保、何れも痒きところに手が届き、渡りをつく可きところには、一切渡りをつけたるかを見よ。

さて攝政殿に拜謁の時、五人より過日主人共参殿申上し事件、一日も早く朝議決せらるゝ様仕度旨申述べしに、攝政殿仰、過日大藏大輔殿(松平春慈)始申聞られし次第、一々御尤の事に存せらるれば、今日参内の上、詮議に及ぶべき心得なり。今日中に決議は覺束なけれど、精誠早く決するやうに盡力すべければ、此旨各主人へ申聞くべしとの事なりしが、大久保一藏云、烏丸殿、萬里小路殿等議奏仰出されては如何。攝政殿仰、先日主人々々より樞要の役々不揃にては、追々存寄を申上ても、御詮議の御都合如何あるべきか。就ては速に役々補闕ある様仕度、尤其補闕せらるべき人體の可否は、申上すとありしなり。其節人體の咄しも

攝政殿と問答

ありけれど、是は表向の申立を聞き畢りて後の雑談なり。故に今日とても人體の事は、何とも返答に及びがたし。

大久保の
中朝議の
眼

此れは攝政としても、尤もの返答だ。其の主人等さへも、其の補充の人物を指定するを憚りたるに、其の臣下等が、其の人撰までもなして、之を攝政に迫るのは頗る僭越の至りと云はねばならぬ。けれども翻つて考ふるに、當時大久保などの眼中には、只だ朝議を有利に纏むるに急にして、其他を顧慮するに遑あらざる際なれば、斯くも無遠慮に申立てたものであらう。何れにしても薩藩では、彼等の見て以て適任とする人物を、議奏に補任せられんことを期待してゐた。而して自餘の三藩も、亦た之を賛成した。

大久保の
登營意見

退席後大久保云、只今藩邸より使を遣はし、今日幕府より四侯申談じ、登營云云達せられしよしなるが、隅州（島津久光）の存寄は、一兩日中には、議奏御補闕の朝議御決定に至るべきか。されば此事御決定の上、登營する事に致したしと申越したり。

登營後廻
の薩藩議

此れは大久保から、更らに登營に就ての問題を持ち出したものだ。乃ち當日（五月

八日）板倉閣老より、四藩留守居を呼出し、一兩日中四侯相談の上、登營ある様にとの申達しがあつた。此れに就て薩藩では又たしも上記の如く、朝議決定の後を待つて、而して後登營すべしとの藩議を定め、之を三藩に申し通したのであつた。然るに松平春嶽は、

春嶽反對

登營の事は、先日来度々幕府より、御促がしあり、尙又今朝も達せられし事なれば、此上遅緩すべきにあらず。隅州（島津久光）には、朝議御決定の上、然るべしとありし由なれども、朝議御決定と、登營とは、格別の事なれば、先以て土宇兩侯へ相談に及ぶ可きなり。

薩首かす

との意見にて、其の手續を取り、容堂も宗城も、同意を表したが、然も薩藩では、依然として前議を執りて、容易に登營す可き色をも示さなかつた。

第十七章 四侯登營の議決す

1101 幕府四侯の登營を促がす

薩藩議固執

薩藩では朝議決定を見る迄は、登營せずとの意見を固執して、容易に松平春嶽の朝議には頓著なく、折角幕府よりの命あれば、登營す可しとの説に賛成しなかつた。而して大久保一藏が、越前の青山小三郎に、昨日(慶應三年五月八日)の朝議は如何ありし乎との問に對して、

朝議緩慢

昨夜一藏、柳原殿へ参り伺ひしに、誠に埒もなき御事にて、所謂因循緩慢の甚しき事なりしよし。さて其日攝政殿御始、一條、九條殿は、参内ありけれど、兩宮(尹、常陸、兩前殿下(鷹司近衛))は御参内なかりしよしなるが、攝政殿仰られしは、過日四藩列参にて、斯様くと申立たり。其旨趣は尤なれども、此事は頗大事件なれば、容易には決しがたし。殊に今日は、兩宮、兩前殿下御不参故、旁今日は延引すべしとの事なりしよし。

薩の春嶽案に對する

とあれば、如何に朝議の緩慢なるかは、以て知る可し。だ。春嶽の登營意見の對案として、薩藩側より小松帶刀もて、五月九日左の如き意見を齎らし來らしめた。

小松云、先刻御使を以て仰下されし趣、大隅守(島津久光)尙又勘考せしが、何分にも朝議の御決定を伺ひし上、登營の時日を決し度、就ては明十日午前比より四侯更に攝政殿へ御推参ありて、昨日(八日)の朝議如何ありしやを伺はれ、尙此上にも速に御決議在らせらるゝ様仰定られては如何。又御登營の時日等御相談の爲め、明日攝政殿より御歸りの際、薩邸へ御集會ある様いたし度、又其節雪江(中根)十之丞(酒井)召連られ度、御主人方の御相談肝要なれども、御家來にも談事いたし然るべしとの見込なり云々なりき。(續再夢紀事)

尙ほ伊達宗城の語る所によれば、

攝政板挟み

此節は原市之進、日々に攝政殿へ参るよし、定めて四藩の申立を拒み、廣幡、久世、六條野宮の復職を謀るなるべし。然るに攝政殿、此四卿は決して復職致させがたしと、我々四人へ仰聞られし事あれば、容易に其入説に御同意なされ兼、目下

攝政殿には、四人の説を立つれば、幕を潰し、幕の説を立つれば、四人を潰さるゝ事となり、御胸中錯雜に涉らせられ、終に昨日の如き朝議ともなれるものならんか。

實は大久保對原

とある。此れは議奏柳原光愛よりの情報にして、中らざるも遠からざる可きもの。されば表面に於ては、四侯對將軍であるが、裏面に於ては、大久保一藏對原市之進と云ふも、大過なきものであらう。幕府は尙も松平春嶽に、板倉閣老の名を以て、四侯の登營を促がし來つた。

登營催促狀

蕪書拜啓、不同之時令に候處、益御安榮奉恐賀候。然ば貴君御始登營之義、昨日御達申候。如何御相談に相成候哉。上様(慶喜)にも早ふ御逢にて、夫是御尋御相談も被遊度思召に被爲在候間、何卒御盡力にて、一兩日中に御登營之運に可被成候。過日攝政殿へ御出之節之御模様、委細相伺候。大原一件は、甚御心痛、大原杯出候而は、決而不相成義に御座候。是非共御防留可被成候。右等に付ても、御直に種々御懇話も被爲在候は、自然大隅(島津久光)も氷解、萬事御都合も宜敷と被存候。何分早ふ御登營に相成候様、御盡力も可被成旨、御内々沙汰も被爲在候間、此段

勿々申上候。出殿中にて、別て亂略御用捨御判讀可被下候。頓首。

五月九日

大原は大原重徳のこと。彼を朝廷の要職に推薦するが如きは、幕府に取りては實に大禁物であつた。此の一文にて、如何に幕府側では將軍謁見の爲め、四侯の登營を急としたるか、判知る。

【110】 三侯再び攝政邸に趨く (一)

春嶽また板挾

松平春嶽は、一面薩藩とも提携し、他面幕府とも切つても切れぬ親縁の間柄なれば、幕府の爲めをも圖らねばならず。其の苦衷は、如何にも諒とす可きものはあつた。されば彼は前掲の板倉の來書(參照 102)に復書して、

春嶽板倉に復書

明日攝政殿へ參上仕候事に相成候は、四人之者共、攝政殿退出之頃、御考へにて、原市之進等攝政家へ御内々被遣、模様御探索有之候は、可然哉に奉存候。且又中御門、大原、中山等之儀は、精々抑留も可仕候得ども、是又原等御内々攝政家

102 三侯再び攝政邸に趨く(一)

へ御指出之節、御入説被_レ成置候は、第一之御抑留に可_レ被_レ爲_レ在と、窃に愚考申候。との助言を與へてゐる。此れでは春嶽は其の一脚は攻方に、他の一脚は防方に、一身兩體の使ひ分をしたるかの如く察せらるゝが、それも彼の立場としては、致方無かつたかも知れない。又た曰く。

此節人心生疑惑候折柄に御座候得ば、原監察等殿下へ出入いたし候に就ても、類に探索仕候者も可有之哉と奉_レ存候間、御内々御心得迄に奉_レ申上候。と云ひ。

秘密漏泄
防止

又市之進等、殿下並堂上へ出入いたし、對話之折柄、萬一僕(春嶽)より密事申上候事、杯言外に發露仕候而は、小拙三家へ之不信義にも相成、且は乍恐御爲にも不相成候間、此邊之處は吳々も慎密、僕之義は決而外泄無之様、市之進等へ、御序に被_レ仰渡_レ度奉_レ希候。と、念に念を入れて、其の漏泄を防いでゐる。三家とは固より薩、土、宇和島の藩主を云ふ。

三侯攝政

松平春嶽は、上記の如く、幕府へ對しては内々工作をなしつゝ、恐らくは心ならず

邸參候

も、島津久光の提議に同意して、島津久光、伊達宗城と與に、十日(慶應三年五月)正午比より、攝政二條齊敬の邸に赴いた。山内容堂は、昨夜來腦部疼痛、其上口中にも痛みありとて、出掛けなかつた。此れは眞痛乎、假病乎、何れとも判然しない。

三侯攝政
問答

扱も三侯と攝政との問答は、松平春嶽側の所記は、左の通りだ。
さて攝政殿御對顔の時、公云、度々參殿言上仕る段、強迫し奉る筋に當り、不敬の至なれども、御爲め筋存詰候よりの事なれば、御寛恕下されたし。

此れは春嶽の發言だ。

さて一昨日(五月八日)御參内、朝議あらせられしよしなれば、過日言上せし件、定めて御決定に至りしならん。恐れながら御模様、御内々御洩らしを願ひ奉るなり。

此れは既に分りきつたことであるが、辭令として先づ知らぬ振りにて、斯く春嶽より口を切つたものであらう。過日とあるは、五月六日のことだ。

攝政殿仰、各方左程迄に御心配の段、感じ入るなり。御申聞の如く、一昨日(五月八日)拙者始參内はしけれど、折悪しく兩殿下(廣司輔照、近衛忠照、尹宮等)所勞にて、不

朝議延引
の次第

參なり。此方々は朝廷に於て、最老功故、今度の如き、重き人撰の時は、必ず直接之御相談を要する事なれば、據なく其事の朝議は延引せり。

隨分呑氣な返答である。

大隅守殿云、恐ながら兩前殿下は、此末いつ頃御參内在らせらるべきや。

此れは尤の質問だ。

攝政殿仰、近衛は風疹、鷹司は類瘡のよし。しかし兩三日中には、參内あるべきやに聞けり。

彌よ以て、呑氣至極。

久光の朝議取急ぎ要望

大隅守殿云、一昨日の事は、過去りし事ゆへ、致し方なし。此上は明日にも更に御參内ありて、兩前殿下向御所勞ならば、議傳の内を、其御邸へ遣はさるゝか、又は御書面を遣はされ、御存寄の御尋ねにて、御決議ある様に願ひ奉るなり。非常の時は、非常の御處置に出らるゝ事、御相當なるべし。

如何にも鳥津久光としては、尤なる申分だ。

攝政殿仰、一應は御尤なれども、一旦奉職せし者へ、再び其職を命せらるゝなれ

ば、議奏を遣はすも、書面を遣はすも指支なし。然るに今度は左様に致しがたし。相ひ變らず、呑氣な返答だ。

公云、然らば此上兩前殿下御快氣次第、速に朝議あらせらるゝ様願ふなり。此れは春嶽の進言だ。春嶽としては、先づ此位のところであらう。

【1011】 三侯再び攝政邸に趨く (二)

久光朝廷因循を責む

攝政二條齊敬對松平春嶽、鳥津久光、伊達宗城等の對話は尙ほ續く。

大隅守殿(鳥津久光)云、恐ながら朝廷は、何事も御因循勝なり。さて先日も申上し中御門、大原兩卿は尊慮如何。朝廷の御都合は如何に在らせらるゝとも、天下の有望に當らせらるゝ人を御登用なさらずては、朝憲は立がたかるべし。

鳥津久光は、流石に四侯會議の主動者であり、發起者であるだけに、其の言論も剴切を極めてゐる。

中御門大

攝政殿仰、此兩人(中御門、大原)に於ては、底到登用になりがたし。其譯は先帝の御

原舉用難

時、拙官兩度まで叡慮を伺ひしに、中御門、大原は舉用すべき人物にあらずとの御事にて、固く御否みになれり。故に陵土未だ乾はかざる今日、譬へ誰人より申立つるにせよ、俄に推薦はいたしがたきなり。

此れは二條攝政の假構でなく、事實であらう。孝明天皇には中御門、大原の生一本調子を、餘り好ませ給はなかつたのだ。

久光詰問

此時大隅守殿勃然色を起し、席を進んで、然らば何事によらず、先朝の叡慮に違ふ事は、御實行在らせられざるや。現に攘夷は先帝積年の叡慮なれば、今度幕府より兵庫開港の事を申立居れども、是らも斷然御拒みの事なるべしと申されしに。

島津久光もたまりかねて、斯くは論鋒を進めたるものであらう。

攝政殿にも少し色を起されて、夫は憚ながら暴論なるべしと仰られしに。

二條攝政も、久光より切り込まれて、斯くは拒ぎ止めたのであらう。

隅州殿（島津久光）云、暴論とは如何なる御趣意なりや。

更らに一拶を與ふ。

攝政一矢

攝政殿仰、攘夷を決行するか、開港を決行するか、の如きは、天下の安危に關係する事にて、重大中最重大の事件なり。故に幕府より申立はあれども、尙衆評を聞き、食されんとて、各方をも態々招呼ばれたる事ならずや。事には輕重あり、大小あり、天下の安危に關係する件に比すれば、議奏人撰の件は、輕きなり。故に是等の如きは、成る可く先朝の叡慮を繼がせらるゝ事に注意するなり。

此れも一應の申譯けだ。

大隅守殿云、三年父の道を改めざるを孝と稱すと古人の申し、も、平生にはよろしかるべけれど、今日の如き世態に遭遇しては、譬へ先朝に用ゐられざりし人物にても、當朝には用ゐらるゝが御當然なるべし。

久光の言としては、通論に幾し。

攝政殿仰、夫は申すまでもなく尤の事なり。

攝政も餘儀なく斯く返答した。

大隅守殿云、尤の事なりと仰せらるゝのみにて、其事を御聽納れなくば、矢張不尤の所あるなるべし。斯くては、威服仕りがたし。

更らに久光は切り込んだ。

春嶽取なし
公云、大隅守只今言上せし次第は、甚以て過激に涉り、不遜の罪恐入る事なれども、畢竟朝廷の御基本を立させられたしとの誠意より出でし事なれば、悪しからず御聞取下されたし。

春嶽心事
此れは松平春嶽が、二條攝政對鳥津久光の取組が、面倒となつたから、姑らく水を入れたものであらう。然も若し春嶽其人の心事を率直に語らば、彼は恐らくは中御門、大原等の推薦には、幕府同様不賛成であらう。それは彼が板倉に與へたる書翰に徴しても分明だ(參照一〇一—一〇三)されば春嶽其人としては、只だ當時のところは、此の會見の爲めに、大なる破綻を來たさざらんが爲めに、自から調停役を買つて斯くは申出たものであらう。

【一〇四】 三侯再び攝政邸に趨く(三)

談話は一轉して、萬里小路、烏丸、二卿の推薦に入る。

萬里小路
烏丸問題

大隅殿云、然らば萬里小路、烏丸は如何。

此れは萬里小路、博房、烏丸、光徳二人に就てのこと。
攝政殿仰、萬里小路は當職に熟練いたし居り、來年御元服の御取調べもある事ゆへ、此人轉職する時は、朝廷の御指支となり、其上議奏は、公卿以上ならでは動らず。夫是當分は動かし難し。又烏丸は、御詠歌の御點削を申上る上、當職必用なれば、是も動かしがたし。大隅殿は如何思はるべきか知らざれども、朝廷には朝廷の御都合ありて、武家の考とは、大に違ふなりとありしに。

武家推薦
謝絶の意

此れは二條攝政が、暗に鳥津久光に向つて、餘計な御世話、入らざる干涉と言はぬ計りの口吻を洩らしたるもの。云ひ換ふれば、朝廷の人撰は、朝廷の御都合にて、此方限り實行するから、武家より容喙は御免を被るとの意味合だ。

久光更に
一矢

大隅守殿、一時此論を中止し、更に云、先日四家の家臣共參殿の節、殿下主人主人よりの申立は、議奏に關員ある故、速に其關を補充せられよとの事なり。尤各補充す可き人物の談しもありけれど、是は主要の事を畢りし後、雑話の時に申出し事にて、俗にいふ茶呑咄しなりと仰せられし由なるが、大藏大輔(松平春嶽)始

朋友の間にては、茶呑咄も仕れども、殿下の御前に出、朝廷の御爲筋を建言仕る場合に於て、茶呑咄などは、申上ざる心なり。然るに茶呑咄と御聞取ありしは、如何の思召なりや。

随分突き詰めたる論鋒だ。

攝政春嶽
意見を問ふ

攝政殿此時大隅守へは何の御返答もなく、公(春嶽)へ、大藏殿には如何存せらるゝやと仰られければ、

所謂る左右を顧みて他を言うの類であらう。

春嶽意見

公云、方今の時態、有爲の人物を御登用在せらるゝ事は、無論希望仕れども、先日言上せしは、關員補充の事を、速に決せられよとの趣意なり。其節大隅守より人物の事を言上しけれど、是も一々面識あるにあらず、有志者などの風聞を承りて申上しなるべし。兎角御人撰の事は、私共より嘴を容るべきにあざれば、殿下御始御當職の御方々にて、慥に御用辨の御見据ある人物に御決定ありては如何。若然らずして東西南北より申上ぐる度毎に御動きある様にては、御決定の期は覺束なく、朝憲御失墜にも至るべきか。

春嶽の大
原觀

以上は松平春嶽が、攝政に向つて具申したるものとして記せられたるもの。然も本文は春嶽側の記事なれば若干は割引きの必要あるかも知れない。

又大原は先年勅使にて、東下の節、私應接も仕りしが、強情一偏の人にて、困却せし事あり。此節御登用となりなば、御用辨はさておき、殿下(攝政を云ふ)御始、御もてあましの事と存せらるゝなり。中御門は未だ面會せし事なければ、可否とも申上がたし。正親町三條卿は、宮中におゐて兩三度面會いたし、又家臣を指出しし事もありて、粗承知なるが、今度の御人撰には、至極御相當かと存せらる。

此れも松平春嶽の所説として、掲げられたるもの。

伊達島津
に贊成

伊豫守殿云、大原は大藏大輔困却せし程の人物故、御登用となりなば、自然朝威御擴張にも至るべし。大隅守申上し如く、有力の人物を御登用ある事は、私におゐても願はしく存するなり。

此れは伊達宗城の意見。

此時大隅守殿又云、中御門、大原二卿御登用なされがたくば、是は後日の御評議となされ、此上は御登用なされ易き方を以て、速に御決定ある様いたしたし。

久光も亦た融通の論を吐く。

正親町三條徳大寺問題

公云、先朝の叡慮に適はせられず、其上諸卿御不服にては、假令有志なるにもせよ、人望あるにもせよ、廷臣御一同の御折合は六かしかるべく、殊に今上御幼沖の御事ゆへ、御叡断も在らせらるまじ。就ては此御評議は他日に附せられ、已に先日も申上し正親町三條、徳大寺(中納言)兩卿は如何在らせらるべきや。

此れが松平春嶽の意見として掲げられたるもの。

攝政殿仰、正親町三條(實愛)、徳大寺(實則)、長谷(宿篤)等なれば、先日一旦御用召も有りし事故、兩前殿下(鷹司、近衛)、兩宮(實陽、山階)等の相談も、議奏を遣はすか、又は書面かにて済むべければ、早速に決議の取計ひに及ぶべし。

漸く談話が落著の軌道に返つた。

三侯退座

公(松平春嶽)及び薩、宇二侯とも、然らば其邊にて早々御決議を願ひ奉るなりと云、畢りて退坐せられたり。

此の如くして第二回の攝政邸訪問は、要領を得たる如く、得ざる如くして、兎も角も相ひ済んだ。

【一〇五】 登營の議漸く定まる

登營問題評議

再度二條攝政邸を訪問したる松平春嶽、伊達宗城、島津久光等は、其の歸途薩邸に相會して、登營の件に就て評議した。而して彼等は更らに其の要人等をも、評議の席に加へて、意見を諮詢した。而して薩藩要人の意見は、何れも強硬であつた。小松帶刀は、

當方にては、矢張朝廷の方、御決定の上、御登營あり然る可しとの見込なり。

と云ひ、大久保一藏の如きは、

大久保意見

此度の御登營は、大樹公十分御合點あるまで、御議論ありて然るべし。若左もあらずば、態々御上京ありし甲斐なかる可し。

と。大久保又曰く、

幕府の重罪數々にて、枚擧に遑あらず。今度は大樹公急度御自反あらせらるゝ迄は、一々御議論あるべきなり。

と。而して島津久光も亦た松平春嶽が、兎も角も登營して、少かにても、幕府の嫌疑

を解く方然る可しとの言に對して、
嫌疑を厭はるゝ事ならば、各様には、御都合次第なるべし。薩の嫌疑は、到底解く
る期なかる可し。

と。之を見ても薩の君臣の反幕氣分は、殊更ら濃厚であることが判知る。然も朝廷
にて既に正親町三條實愛を議奏に補任するの事明白となりたれば、少くとも此
の一事だけは、薩の意見を朝廷に於て、聽納せられたることとなり。此に於て小松
も、

登營評議
一決

正親町三條殿の事、已に然らんには、是まで仰立られし御意見の半は、整ひし事
なれば、御登營ありて然る可き歟。
と云ひ、大久保も亦た、

夫ならば仰立られたる廉、少しは立し事なれば、御登營に決せられ然るべし。
と發言し、それにて近日登營の事に漸く相談一決した。然も鳥津久光の趾は、容易
に二條城には向はなかつた。

五月十三日、松平春嶽は、中根雪江を原市之進の許に遣はした。

春嶽幕議
調停意見

中根原に面會して、近世天下の穩かならざるは、朝旨幕議、常に相牴牾するに依
るものとの見込にて、我藩（鳥津久光殿）素より格別の意見なく、小松帶刀とても、他の勸誘に
を立る事に盡力せしが、更に今日の世態を觀察するに、其調和す可きは、朝幕に
あらずして幕薩なり。

此れは全く其通りだ。朝幕の間は、二條攝政と將軍慶喜との意志は、概ね疏通して
ゐる。獨り如何ともする能はざるは、薩と幕とだ。

薩藩姦謀
の魁

然るに大隅守（鳥津久光殿）素より格別の意見なく、小松帶刀とても、他の勸誘に
よりて、意見を立るものゝ如くなれば、彼藩にて姦謀を逞しくするは、獨大久保
一藏あるのみなり。

大久保を稱して、姦謀の魁となすは、其當を得ざるも、然も大久保が實に排幕の魁
たるは、争う可からざる事實だ。

故に大隅守殿にして、正議を執らるゝ事となりなば、一の大久保あるも、其姦を
逞しくするを得ざるは、掌を指すよりも明らかなり。

然も事實に於ては、薩摩を左右するの力は、大久保、西郷の徒に存して、鳥津久光の

如きは、それに擔がれたる、樽天王の御輿に過ぎない即今の事情にては、斯る譯には到底參りかぬるものと知らねばならぬ。

さて大隅守殿已に格別の意見なき上は、大樹公の御英邁を以て、これを正義に導かるゝは、決して難き事にあらず。就ては近々大隅守殿登營の時、大樹公には制馭の術によられず、専ら涵養を主とせらるゝ事肝要なるべしと申ししに、原大にこれに同意し、已に大樹公にも、今度は虚心を以て、御談話あらせらるべしとて、大隅守殿の登營を、特に御心樂みに思召るゝ事なりと答へたりき。

斯る次第にて、將軍徳川慶喜は、島津久光の登營を待ち受けつゝ、あつた。然も大勢の推移は、到底小細工の能く濟す所ではなかつた。

昭和十一年八月五日午前七時半 嶽麓双宜莊に於て

蘇峰七十四叟

慶喜の對
久光態度
内評決

近世日本 國民史 明治天皇御宇史第一冊終

近世日本 國民史 明治天皇御宇史 第一冊 年表並人物概覽

其一年 表

慶應元 丑年 西曆一八六五年 支那同治四年

- 正月二十五日。大久保利通鹿兒島發航。(一)▲此の月西郷隆盛廣島より小倉に赴き、鹿兒島に歸る。(二)
- 二月七日。大久保利通著京。(一)▲此の月西郷隆盛五柳の進止問題に付、太宰府に使す。(二)
- 三月二十二日。大久保利通發京。(一)▲此月西郷隆盛上京。(二)
- 四月三日。大久保利通鹿兒島著。(一)▲西郷隆盛小松帶刀と歸藩の途に就く。(二)
- 五月二十一日。大久保利通鹿兒島發上京。(一)▲閏五月十日。大久保利通著京。(二)▲此月西郷隆盛上京。(一)
- 九月 西郷隆盛攝海に於て外艦の動靜を探り、大久保と賢明諸侯會同を計畫す。(二)

年 表

十月上旬。西郷隆盛歸國。(一)▲下旬。西郷小松帶刀と共に兵を率ゐて上京。(二)

慶應二 丙年 西曆一八六六年 支那同治五年

- 正月二十一日。西郷隆盛桂小五郎と京都に會し、薩長聯合を締約す。(一)
- 六月十八日。西郷隆盛寺島宗則と共に鹿兒島來訪の英艦に赴き、パークスと會談。(一)
- 七月 薩藩主書を佛國モンブランに贈り、前年新納等の締結したる商社設立を認可し、その爲、更に使節を派遣すべきを告ぐ。(二)
- 十一月十日。薩藩岩下方平等佛國巴里博覽會出張の爲、昨九日乗船、今日鹿兒島を發す。(三)
- 十二月七日。(陽曆一月十一日) 英船鹿兒島より兵庫入港。(六九)▲八日。西郷サト一兵庫會見。(二)▲六九、七〇、七一)▲二十日。徳川昭武を佛國に遣はす。(三三)

一

慶應三年 西曆一八六七年 支那同治六年

正月

二月二日。薩藩岩下方平等巴里に著す。(三六)▲九日。明治天皇御踐祚。(一、六)▲十二日。徳川昭武向山準人正と共に佛蘭西に向け出帆。(三四)▲十五日。攝政二條齊敬朝紀振肅令を出す。▲この日九條圓真以下二十二人圍囚を救免す。(六)▲二十二日。西郷隆盛京都發、鹿兒島に赴く。(二一)▲二十五日。有栖川熾仁親王、中山前大納言等に出仕仰下さる。(七)▲二十七日。九條圓真に平常の如く心得べき御沙汰を賜る。(七)

二月

一月一日。西郷隆盛鹿兒島著。(二一)▲五日。將軍慶喜大阪城に入る。(三九)▲六日。慶喜ロツシュ引見。(三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八)▲七日。慶喜再びロツシュ引見。(四九、五〇、五一、五二、五三、五四)▲八日。板倉伊賀守、松平盛殿頭ロツシュと會談す。(五五、五六、五七、五八、五九、六〇)▲十三日。西郷隆盛藩命を承け、土佐、宇和島に使す。(二一)▲十五日。西郷隆盛土佐須崎に上陸、高知に至り、福岡藩次を訪ひ、ついで春堂公に謁す。(二三)▲十八日。尾州以下九藩に兵庫開港を諮問す。(一七、二四)▲二十四日。パークス書を幕府に呈し、上阪會見を求む。(一七)

三月

五月五日。將軍慶喜兵庫開港請願書を出す。(一七、一八)▲八日。徳川昭武一行巴里に入る。(三四)▲十四日。英使パークス大阪に入る。(六六)▲十六日。蘭使ボルスプロッタ大阪に入る。(六六)▲十八日。所司代松平越中守武傳に慶喜下阪外國使臣引見豫定の旨を報告す。(二五)▲十九日。朝廷兵庫開港不許可御沙汰を慶喜に賜はる。(二四)▲同時に朝廷兵庫開港可否を尾州以下二十五藩に諮問す。(二四)▲二十二日。慶喜更に兵庫開港に就き奏聞。(二五)▲此日。佛使ロツシュ大阪に入る。(六六)▲二十五日。將軍慶喜英國公使に内謁見を賜はる。(六三)▲此日。島津久光鹿兒島發上京。(八四)▲二十六日。同じく慶喜和蘭公使に内謁見を賜はる。(六三)▲二十七日。佛國公使内謁見。(六五)▲二十八日。英佛蘭公使公式謁見。(六三、六四、六五)▲米使フアルケンボルグ大阪に入る。(六六)▲二條攝政、議奏に、去年十月二十七日御誓めの人々宥免の旨を達せしむ。(七)▲二十九日。晃親王以下二十四人に御宥免沙汰を賜はる。(七)▲此の日岩倉具視入洛を許さる。(七)▲英使登城、英兵運動上覽鑿あり。同日米使登城將軍内謁見。(六七)▲朝廷兵庫開港不許可の旨を所司代に達す。(二六)▲此月末徳川慶喜三たび兵

四月

一月一日。三月二十九日附幕閣兵庫開港不許可御沙汰に請書を上る。(二六)▲佛蘭西公使登城、佛兵運動上覽。鑿あり。(六七)▲此日米使登城謁見。(六七)▲二日。島津久光大阪著。(八四)▲十一日。小松帶刀英船訪問、公使に會見す。(八一)▲今日島津久光大阪發、淀川を上る。(八九)▲十二日。英使パークス京師見物を申出で、遂に教行となる。(八一)▲島津久光入京。(八三、八四)▲十五日。伊達宗城入京。(八九)▲十六日。英公使パークス伏見を發し教行に赴く。(七八)▲此夜堂上二人近衛内府の邸に至り議奏廣橋以下四人の退職を迫る。(七九)▲松平春嶽入京。(八九)▲十七日。廣橋、六條、久世、野宮四人罷免。(八〇)▲薩、因、備前三藩に京都及び大津伏見等の警備を命ず。(八〇)▲十八日。慶喜二條攝政邸に赴き、幕府を舍き幕下警衛を三藩に命ずるの非を論争す。(八九)▲十九日。柳原光受の議奏を罷め、滋野井中將等四人に差控を命じ、警備の令を解く。ついで近衛一條の職を復す。(八九)▲島津久光先皇の山陵に參拜。(八九)▲二十日。幕府久光をして二條城に參せしむ。久光之を辭す。(八九)▲二十一日。春嶽宗城、久光を訪問、會談。(九〇)▲二十四日。宗城、春嶽を訪問。(九一)▲二十六日。春嶽、

五月

板倉伊賀守訪問。(九一)▲二十七日。中根雪江、原市之進及び永井玄蕃を訪ふ。(九三)▲二十八日。島津久光天機奉伺。(九六)▲一日。山内容堂入京。(九七)▲三日。春嶽、宗城、近衛忠照を訪問、忠照、忠房父子と語る。(九七)▲六日。久光宗城容堂春嶽、二條齊敬訪問。(九九)▲大久保一藏、越前邸を訪問す。(九九)▲七日。四藩臣薩藩邸に會合し、二條攝政具申案を決議す。(九九)▲八日。四藩要人攝政邸に參候。(一〇〇)▲板倉閣老、四藩留守居を呼出し、一兩日中四侯相談の上登誓すべき旨を申達す。(一〇〇)▲此日朝廷會議。(一〇一)▲十日。四侯薩邸に會し登誓問題を議す。(八六)▲此日容堂を除く三侯二條攝政に會見。(一〇二)▲三侯二條邸よりの歸途薩邸に會合し、登誓の件を議す。(一〇五)▲十二日。四侯土藩邸に會し、將軍謁見問題を議決す。(八六)▲十三日。春嶽中根雪江を原市之進の許に遣はし、福井藩の立場を告ぐ。(一〇五)

其二 人物概覽

【ア行】

ア

青山小三郎

名は貞、越前福井藩士。文政九年生る。文久中國事に奔走し、明治元年參與、内務事務局判事となる。後京都府知事、會計官判事、司法大書記官となり、また元老院議員、貴族院議員等となる。明治三十一年十一月死。(九六、一〇一)

秋月悌次郎

名は胤永、字は子錫、韋軒と號す。會津藩士。天保中江戸に遊學し、弘化三年昌平黌に入り、後藩主容保に従ひ、京都に上り、國事に奔走す。慶應元年蝦夷の代官となり、戊辰の役兵馬の間に奔走し後關囚せらる。明治維新後太政官、文部省、東京大學、高等中學等に歴任す。明治三十三年一月死。年七十七。(八一)

朝彦親王

伏見宮邦家親王第四王子、母は鳥居小路信子。文政七年正月廿八日御誕生。富宮と稱す。天保七年六月廿日一乘院宮附弟となる。同年六月廿日仁孝天皇御養子となる。八年十二月十日親王となり、成憲と名のらせ給ふ。九年閏四月二十三日落飾

尊應法親王と申したまふ。嘉永元年二月十八日二品に叙す。五年三月十二日勅命により青蓮院門室を相續す。廿三日尊融と改名せさせ給ふ。文久三年正月廿八日復飾、二月十七日中川宮と稱す。同年八月二十七日元服、彈正尹に任じ、御名朝彦を賜はる。十二月九日隨身兵仗を聽され、帶劔を勅授せらる。元治元年十月十日賀陽宮と改稱す。明治元年八月十六日事により仁孝天皇養子、親王、官位を停止せらる。同三年閏十月廿日伏見宮に復歸す。五年正月六日宮號を稱し、三品に叙す。八年五月八日仁孝天皇養子親王に復す。同月二十日久通宮と稱す。ついで七月十二日神宮祭主に任ず。十二月三十一日勅一等に叙す。十年十二月十二日神宮祭主に再任す。十三年五月十八日二品に叙す。十九年十二月廿九日大勳位に叙す。二十四年十月廿九日薨す。御年六十八。(二六、四八)

有栖川宮熾仁親王

熾仁親王第一王子。母は家の女房祐子。天保六年二月誕生。歡宮と稱す。嘉永元年十月仁孝天皇猶子となる。二年二月親王となる。三月元服。太宰帥に任ず。慶應三年十二月二品に叙す。明治三年四月兵部卿に任ず。八年十二月勅一等に叙す。十年十月陸軍大將に任じ、十一月大勳位に叙す。十九年六月一品となる。二十八年一月功二級

に叙す。ついで薨す。御年六十一。(七)

イ、キ

井伊直弼

幼字鐵之助、尊で鐵三郎と改む。字は應輔、埋木舎、柳王舎等と號す。近江彦根城主直中の十四男。弘化三年兄直亮の嗣となり、嘉永三年十一月襲封、安政五年四月擢でられて大老となる。性剛果にして外は米國と條約を結び、内は紀伊慶福を迎へて將軍と爲し、頗る志士の怨みを買ひ、遂に大獄を起して反對黨を歴し、萬延元年三月三日登城の途櫻田門外に於て水戸藩士等に要撃せられて死す。年四十六。武藏世田谷豪徳寺に葬る。(三、八八、九五)

板垣退助

高知藩士。天保八年四月生る。榮六の子。藩主容保を助けて維新の大業をなし、戊辰の役、東山道總督參謀となり功あり。明治後參議に任じ、工務卿を兼ね。六年征韓の論により野に下り同志と愛國公黨を組織し、國會開設を力説し、更に自由黨を組織す。二十九年内務大臣となり、三十一年大隈重信と提携して内閣を組織し、再び内務大臣となる。三十三年伊藤博文の政友會を組織するや野に退き、大正八年七月死。(四一)

板倉伊賀守

板倉勝靜に同じ。(二四、五五、五六、人物概覽)

板倉勝靜

備中高梁藩主。周防守また伊賀守と稱す。實は伊勢桑名藩主松平定永の第八男。文政六年正月生る。嘉永二年四月養父勝職の後を嗣ぐ。文久二年三月寺社奉行より老中となり、元治元年六月辭す。慶應元年十月再任、勝手方となり、四年正月免職。明治二十二年四月死。(四、四七、五一、六〇)

伊地知貞馨

鹿兒島藩士。通稱壯之丞、恒庵と號す。維新の際堀小太郎と變名して國事に努力す。慶應二年京都に於て當番頭、勝手方掛となる。明治維新に及び參政となり藩政改革に與る。後明治政府に出仕し、修史館に勤む。明治二十年四月死。年六十二。(一一)

稻葉正邦

美濃守また長門守と稱す。丹羽長富の二男。入りて淀藩主正誼の嗣となり、嘉永元年二月家督を繼ぐ。文久三年京都所司代となり、元治元年四月老中に任じ、二年四月辭す。慶應二年四月大阪に於て再任、四年二月免職。明治三十一年七月死。(六一)

稻葉正巳

兵部と稱す。安房館山藩主。文久二年三月講武所奉行より若年寄となり、元治元年九月辭す。慶應元年十一月隱居より再役、外國掛りとなり、二年六月免職。同年八月若年寄格陸軍奉行となる。

同年十二月京都に於て老中格となり、同月海軍總裁に移り、四年二月免職。(四七、五一)

稻葉美濃守

岩倉具視

稱葉正邦に同じ。(七六)
幼字周丸。堀川康親の子。具慶の嗣となる。孝明天皇の朝に仕へ侍従となる。文久二年和宮降嫁の事を幹旋し、有志の彈壓を受け馴けられて岩倉村に退居し友山と號す。然れども國事を想ふの念絶えず、志士を延きて皇政の復古を圖り、慶應三年秋されて京に還る。維新の大業多く其力に成る。明治四年十月右大臣に任ず。ついで特命全權大使となり歐米を巡視して還る。征韓論起るや内治を主とすべきを論じ施政視るべきもの多し。明治十六年七月病みて死す。年五十九。勳して太政大臣を贈らる。(七、八、一一、一四、一五、一七、一九、二〇、二七、二八、二九、三〇、三一、三二)

岩下佐次右衛門

名は方平、鹿兒島藩老典膳の子。文政十年三月生る。夙に尊攘運動に奔走して功あり。慶應二年佛國に使し、三年參與となり、明治元年外國事務掛に兼補す。三年京都府權知事に任じ、大阪府大參事を経て、十一年五月元老院議員となる。二十年五月子爵となり、二十三年貴族院議員となり、ついで野香間祇候となる。三十三年八月死。年七十四。(三七)

岩下長十郎 方平の子。嘉永六年十月生れ、明治十三年八月死。(三六)

岩下方平 佐次右衛門に同じ。(三六)

オ、ヲ

小笠原長行

圖書頭また壹岐守と稱す。同姓長昌の二男。文政五年五月生る。佐渡守長國の嗣となる。文久二年九月若年寄より老中格となり、三年九月大阪に於て免職。慶應元年九月再任、十月老中外國掛となり、二年十月免職、十一月再任、三年五月外國事務總裁となり、四年二月免職。明治二十四年一月死。(四、一一)

小栗上野介

小栗忠順

忠順に同じ。(五)
上野介と稱す。通稱又市。安政六年九月目付となる。萬延元年正月米國に奉使。同年十一月外國奉行となる。文久元年七月辭す。二年三月寄合より小性組番頭となる。同年六月勘定奉行勝手方に任じ、同月八月町奉行となり、十二月勘定奉行、歩兵奉行を兼ぬ。三年四月辭す。同年七月寄合より陸軍奉行並に移り、同月辭す。元治元年八月また寄合より勘定奉行勝手方となり、同年十二月軍艦奉行となり、二年二月免職。慶應元年五月寄合より勘定奉行勝手方再任、二年八月海軍奉行並を兼ぬ。三年十

二月陸軍奉行並を兼ぬ。四年正月辭す。(五一)

正親町三條實愛

文政十三年十二月生る。慶應三年十二月議定職内國務總督となり、明治元年閏四月議定となる。二年五月刑法官知事に任じ、七月刑部卿となる。三年十月大納言に任ず。四年七月願に依り職を免す。五年三月教部卿となり、同年十月免職、野香間祇候仰付らる。十年二月車駕京都駐蹕中宮内省御用掛を命ぜらる。同八月之を免す。十一年十二月特旨を以て正二位に復す。後從一位勳一等となる。又滋宮明宮御用掛たり。明治四十二年十月死。年九十四。(八一、一〇〇、一〇四)

大久保一藏

名は利通。小字正助、後一藏と改む。天保元年八月生る。少壯微官を以て藩主島津齊彬及び忠義に仕へ、後久光の側役となる。文久二年従つて京江の間に往復す。是より深く久光の帷幄に參し、樞機を掌り、兼て天下の名士に交り、國政を討議す。慶應二年密に岩倉具視等と謀を運らし長藩と同盟し、倒幕の議を建て明治維新の基を開く。三年十二月參與となる。戊辰の年遷都の議を發し、諸官を経て參議に任じ大藏卿を兼ぬ。四年特命全權副使となり、歐米各國を視察し、六年歸朝して内務卿に任ず。七年佐賀の亂を鎮定し、ついで臺灣の事を以て清國に使す。十年西南の役軍國の劇務に當る。十一

年五月刺客の爲に仕さる。年四十九。明治三十四年從一位を贈らる。(一六、二二、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、八三、八四、九六、九九、一〇〇、一〇一)

大久保忠寛

伊勢守、また越中守と稱す。致仕の後一翁と號す。嘉永七年五月日付海防掛りとなり、安政四年正月長崎奉行となる。後駿府町奉行、京都町奉行等を経て、文久元年八月蕃書調所頭取となり、十月外國奉行となる。二年五月大目付、外國奉行兼帶。七月側取次となり、累遷して慶應四年二月若年寄となる。維新の際主家の爲に盡力するところ多し。後明治政府に仕へ、文部省二等出仕、會計局判事となり、又江戸府判事となる。次で大坂藩廳出仕に補せらる。五年四月病んで死す。年五十六。(五)

大久保利通

大原重徳

字多源氏なり。重成の子。享和元年十月生る。長じて孝明天皇に仕へ、皇權の擴張を圖り、安政中公武の間に奔走す。文久二年勅使となり江戸に赴き八月歸京す。後故ありて罪を得、落飾蟄居す。明治維新の後召されて參與となり、二年五月議定に任じ、三年野香間祇候となる。十二年四月死。年七十九。贈正二位。(一六、一〇一)

【力行】

力

和

宮 御名親子内親王、仁孝天皇第八王女。母は橋本經子、權大納言實久の女。弘化三年閏五月十日降誕。嘉永四年七月有栖川宮熾仁親王に降嫁の事定まる。同年十二月九日、御深會木。六年十一月御直。安政四年十二月御繼發始。萬延元年二月桂御所に移る。文久元年四月内親王宣下。ついで改めて徳川家茂に降嫁の事定まり、同年十月京都御發與、十一月十五日江戸に入り、十二月十一日日本城に移る。二年二月十一日婚儀を舉ぐ。慶應二年十二月十九日刺髮して靜寛院と號す。明治六年四月二品に叙す。十年九月二日薨す。御年三十二。東京芝罘上寺に葬る。十六年八月一品を贈らる。(一四)

勝安房守

初名義邦、後從五位下安房守となる。仍つて安房と稱す。ついで改めて安房といふ。海舟また飛川と號す。文政六年正月三十日生れ、天保九年七月家を嗣ぐ。後蘭學を修め、遂に家塾を開きて諸生を教へ少しく其名を知らる。安政中續譯勤務を命ぜられ、ついで長崎海軍傳習生、講武所砲術師範、海軍操練所教授方頭取等となり、米國航海を命ぜらる。文久二年軍艦奉行並となる。元治元年五月作事

桂勝

奉行格軍艦奉行に任じ、同年十一月免職、慶應二年五月寄合より軍艦奉行に再任し、四年正月陸軍總裁若年寄格となり、ついで辭す。後明治政府に仕へ、海軍大輔を経て、參議兼海軍卿となる。二十年伯爵を賜ひ、二十一年樞密顧問官となる。三十二年一月死。(三三)

義邦 安房守に同じ。(一五)

久武

初名歳貞、また歳充。通稱右衛門。日置邑主島津久風の第五子。安政六年桂久徴の嗣となる。萬延元年鹿兒島造士館員となり、文久二年大島警衛となり、元治元年大目付に轉じ、家老となる。明治維新の際執政となり、ついで都城縣參事となり、六年豊岡縣令となる。後鹿兒島に退き、十年の役西郷隆盛に味方し、出で、大小荷駄方の總長となる。ついで鹿兒島に還り、横川に於て壯士を募り工作所を起し、銃砲彈藥製造を監督し、城山の急を開き之に赴かんとし、途流丸に中りて死す。年四十八。贈從五位。(二二)

川勝廣道

丹波守、美作守、また備後守と稱す。通稱縫殿助。文久二年四月目付となり、七月勘定奉行勝手方に移る。三年八月陸軍奉行並となる。元治元年八月免職、慶應元年七月寄合より長崎奉行並に任じ、同月辭す。十一月大目付となる。三年六月若年

賀陽宮

寄並となる。四年正月若年寄となる。(四六)
朝彦親王に同じ。(四、一〇四)

キ

木戸準一郎

名は孝允。通稱小五郎。後準一郎と改む。毛利氏の臣和山正直の子。桂孝古の嗣となる。始め吉田松陰に學び、長じて江戸に出で齋藤善道に就き劍術を學ぶ。安政中擧げられて有備館都講となり、傍ら勝海舟、江川太郎左衛門に西洋兵術を學ぶ。文久二年藩主入京に先立ち京都にありて奔走す。是より國事に盡力すること多し。遂に薩藩士西郷大久保等と交り、皇政復古の大業を畫策す。明治維新の後總裁顧問參議等となり藩籍奉還に努力す。後岩倉大使に従ひ歐米を巡視して還る。八年地方官會議議長となり、九年内閣顧問に任ず。十年五月病を以て死す。年四十五。(八一)

ク

久世中將

名は通照。權大納言久我教通の後、宰相中將となる。明治十八年十一月死。(七九、八〇)

九條圓眞

實は二條治孝の子。輔嗣の後を嗣ぐ。母は信子、樋口基康の女。寛政十年七月生る。文化五年三月元服して禁色を聽さる。ついで左近衛少將よ

り權中將に轉ず。七年九月權中納言となる。八年九月權大納言に任ず。十二年二月正二位に叙し春宮大夫を兼ね。文政三年正月左近衛大將を兼ね。四年四月内大臣となる。七年正月右大臣に轉ず。五月左近衛大將を辭し、從一位に叙す。弘化四年六月左大臣に轉ず。安政三年八月關白氏長者となり、内覽牛車、兵仗等を聽さる。五年九月之を辭し、翌六年復職。ついで出家して圓眞と號す。慶應三年十二月還俗。四年九月准后となる。明治四年八月薨す。年七十四。東福寺に葬る。(六、七)

コ

小出大和守

名は實、通稱左衛門尉また修理と稱す。文久元年十二月目付となり、二年九月箱館奉行となる。慶應二年八月露西亞に使す。同月箱館奉行兼帶。三年七月勘定奉行勝手方となり、十月留守居に移る。十二月町奉行、四年二月辭す。(六一)

久我素堂

名は建通。通稱の嗣子。實は一條忠香の子。文化十二年二月京都に生る。文政五年從五位下侍從に叙任し、安政元年議奏となる。文久二年正月内大臣に任じ、八月勅勘せられて蟄居落飾す。慶應三年十二月赦さる。明治三年十二月華族頭仰付られ、五年六月加茂社及松尾社大宮司となる。十年六

月宮内省御用掛となる。二十年十二月從一位に敘し、二十二年勳一等となる。三十六年九月死。京都に歸葬す。(七)

近衛

忠熙 左大臣基前の子。文化五年七月生る。幼より穎悟、多藝多能を以て稱せらる。十七歳の時正二位内大臣となる。嘉永安政の間外警頭りに起りてより痛く國事を憂ひ、島津齊彬、水戸齊昭及び鷹司三條諸公と往來し、憂國志士を延き以て幕政の矯正をはかる。安政戊午の年賜勅の事に關與し、幕府の爲に諫を得て官位を罷め、落飾謹慎して翠山と號す。閑居三年後出でて關白内覽の職に復し、幾ならずして辭す。明治三年壽香間祇候となり、ついで從一位勳一等に敘せらる。三十一年三月薨す。年九十一。贈正一位。(八、九、一〇、二七、九七、一〇二)

近衛忠房

忠熙の子。天保九年八月生る。慶應三年左大臣となり、中興の大業を翼賛す。明治六年九月死。(七、二四、九七、一〇〇)

小松帶刀

名は清康、字は尙五郎、鹿兒島藩士。諸職を経て軍役掛となり、元治元年七月京都禁門の變、藩兵を率ゐて戦ひ功あり。後岩倉具視等と討幕の議を唱へ、奔走す。維新の際參與となり、ついで外國事務局判事を兼ぬ。明治二年支蕃頭となる。三年六月病死。(一五、一六、二一、七三、七四、七五、八

〇、八一、八三、九〇、一〇〇、一〇一】
【廿行】

サ

西郷吉之助

文政十年十二月鹿兒島に生る。初名隆永。後隆盛と改む。通稱吉之助、南洲と號す。若くして郡の小吏となる。安政元年春藩主齊彬に従ひ江戸に出で權機に參す。齊彬死後大島に流され、文久二年免されて歸る。是よりまた國事に參與し、藩命を俟たず京阪に出で奔走せしが、再び重讒を蒙り沖之永良部島に流さる。元治元年二月赦されて鹿兒島に歸り、三月上京、久光の許にありて軍賦役の重職に任す。是より列藩名士と交り大事を謀る。明治戊辰の年征東軍の參謀となる。奥羽靖定の後國に還り大參事に任じ、藩政を革新す。四年出でて參議に列す。五年七月元帥に任じ、近衛都督を兼ね、六年陸軍大將に任ぜらる。征韓の議合はざるにより郷に還り、十年兵を起し敗れて九月廿四日鹿兒島城山に自殺す。時に年五十一。(二〇、二一、二二、二三、七〇、七一、七二、七三、七七、八三、八四、八五、一〇〇)

酒井十之丞

名は忠温、後直道と改む。通稱彦七、福井

島津珍彦

久光の第三子。通稱又次郎。弘化元年十月生る。文久元年四月父の舊封を嗣ぎ重富一萬四千石の主となる。明治二十二年男爵を授けられ、後貴族院議員となる。明治四十三年六月死。(二二)

島津大隅守

久光に同じ。(二三、二四)

島津齊彬

齊興の子。幼字邦丸。文化六年九月江戸邸に生る。世子たりし時より心を國政に用ひ英名夙に著はる。嘉永四年二月封を襲ひ薩摩守と稱し、次で左近衛中將に任す。國政に蒞むや恩威並進り質實勤儉を守り、奢侈を禁じ文武を振興し、大に洋學を採用して人材を養成す。外警頭に起るに及び海軍を起し、又家臣を上國に用ひて國事に奔走せしむること多し。安政五年七月病に罹りて死す。年五十。諡して順聖といふ。文久三年祠を鹿兒島に建て照國神社と稱す。明治十五年陞せて別格官幣社とせらる。(四、一〇)

島津久光

齊興の第五男。母は藩臣岡田氏の女。文化十四年十月鹿兒島に生る。幼字普之進、元服して又次郎忠教と稱す。初め一門島津忠公の嗣となる。後に山城と稱し、また周防と改む。大隅國重富一萬四千石を領す。安政五年七月兄齊彬の死にあひ、後事を託され、文久元年四月宗家に復歸し通稱を和泉と改め、又久光と改名す。以來藩政を輔翼し、二年春

鮫島尙信

通稱誠藏。鹿兒島藩士。後野田仲平と變名す。慶應元年五代才助等と英國に留學し、歸朝の後徴士外國官權判事となり、累進して外務大丞となる。三年九月歐洲に派遣せられ、後特命全權公使となり佛國に駐る。七年歸朝の後外務大輔、議定官をかね、再び公使として佛國に赴き、白耳義、葡葡牙、西班牙等の公使をかぬ。十三年十二月巴里に死す。年三十四。(三六)

シ

滋野井中將

名は實在。三條公共の後、大納言公敬の子。左近衛大將となる。明治九年八月死。(八九)

柴田日向守

通稱貞太郎。名は剛中。文久二年十二月外國奉行支配組頭より外國奉行並に移り、三年十一月外國奉行となる。慶應元年四月佛蘭西に使し、三年五月大阪町奉行となる。七月兵庫奉行兼帶、四年正月免職。(三五)

京都に上り、ついで江戸に至り國事に奔走頗る努む。明治二年三月參議兼左近衛權中將となり從三位に敘す。六月權大納言となる。四年九月從二位に敘し、六年五月爵香間祇候となる。七年四月左大臣に任じ、八年十月辭す。後公爵を授けられ、從一位大勳位に昇敘し菊花大綬章を授けらる。二十年十二月死す。(四、五、二〇、二一、七〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、九〇、九一、九二、九五、九六、九九、一〇〇、一〇二、一〇三、一〇五)

【夕行】

夕

高崎左京

名は正風。伊勢、また左京と稱す。鹿兒島藩士。天保七年生る。文久年中より島津久光を佐けて國事に奔走し、維新の役軍の參謀として功あり。後宮中に奉仕し御歌所長となり、また樞密顧問官を兼ね。明治二十年男爵を授けらる。四十五年二月死。(八九)

高杉晋作

名は春風、字は暢夫、毛利氏の臣、春樹の子。幼にして剛愎大志あり。吉田松陰に學び兵學に通ず。文久三年藩世子の近侍となり、江戸に出で昌平齋に入りて大橋順藏に從ひ學ぶ。後國に歸り、

奇兵隊を組織し、自ら是が長となる。元治元年亡命の罪を刺され獄に入る。後免され、慶應二年六月幕府の兵來りて藩境に迫るの時、軍を指揮し兵勢大に振ふ。三年四月病に罹りて陣中に死す。年二十九。(一三、四一、八二)

鷹司輔熙

政通の子。右大臣關白となる。後入道して隨樂といふ。慶應三年八月死。(八〇、一〇二)

武田耕雲齋

名は正生、字は伯道、後伊賀又修理と改め如雲又耕雲齋と號す。水藩士跡部正續の長子。出でて宗族武田正房の後を嗣ぐ。元治元年從五位下伊賀守に敘せらる。文政中藩主齊昭擁立に與りて功あり。天保十一年以來弘道館諸事を掌る。弘化中齊昭雪冤運動に努力し罪を得開五年にして免さる。ついで參政となり間もなく職を罷はる。安政六年再び執政となる。文久三年二月京都に出で憂國の志士と交遊す。元治の初め事により黜陟禁錮せらる。當時國事に急にして藩内頗る擾亂す。遂に上京して、情を閣下に奏せんとし、軍を率ゐて越前に出で途中敦賀に拘せらる。翌慶應元年二月斬に遇ふ。年六十三。明治二十四年正四位を贈らる。(三)

武田斐三郎

名は成章、竹塘と號す。大洲藩士敬忠の二男なり。蘭學を修め、後また英佛語を學び、航海、築城、造兵等の科に精し。安政元年幕府に召さ

田邊太一

幕府麾下の臣、村瀬石菴の子。蓮舟と號す。昌平齋に學び、甲府徵典館の教授となり、後擢んで外方となり、元治元年三月池田長發に從ひ歐洲に便し、ついで向山黃村と共に佛國に赴く。維新の後外務少丞に任じ、一等書記官に移り、岩倉大使の一行に從ひ歐米を巡視す。臺灣事件起るの際、大久保利通に從ひ清國に赴き、後代理大使となり、北京に駐在す。歸朝の後元老院議員に任じ、錦鶏間祇候を命ぜらる。大正四年九月死。年八十五。(三三、三四、三五、三七)

谷潜藏

高杉晋作に同じ。(八二)

千種自觀

名は有文。左近衛權中將有功の子。文化十二年七月生る。左近衛中將となる。後入道して自觀と號す。明治二年十一月死。(七)

寺島宗則

松木弘庵に同じ。(一一)

伊達宗城

幼字龜太郎また知次郎。幕府麾下の土山口直勝の子。文政元年八月生る。十一年伊豫守和島藩主伊達壽光の養子となり、十二年改めて宗紀の養子となる。天保五年從四位下に敘せられ、大膳大夫に任ぜらる。弘化元年字和島十一萬石の封を嗣ぎ遠江守と改む。三年侍從に任じ、安政五年致仕す。文久二年十月上京の内勅を受け三年入京して天顔を拜す。慶應三年議定となり、明治元年正月禁闕を警衛し、ついで外國事務及び大阪裁判所副總督を兼ね。二年九月民部兼大藏卿となる。四年欽差大臣として清國に赴く。十六年修史館副總裁となり、十九年爵香間祇候となる。二十二年勳一等に敘す。二十五年十二月特旨を以て從一位に敘せられ、ついで死す。年七十六。(四、五、二三、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九五、九七、九九、一〇

德川昭武

水戸齊昭の子。嘉永六年九月生る。通稱民部少輔。明治元年十一月兄慶篤の後を嗣ぐ。十六年五月隱居。四十三年七月死。〔五、三三、三六、三七、四二、四八、九五〕

德川家茂

紀州齊順の子。母は實相院。弘化三年生る。嘉永二年齊疆に養はれて紀伊家を繼ぎ、安政二年從三位宰相に任叙し、同年家定將軍の嗣となりて本宗を襲ぎ江戸城に移る。文久三年二月上洛、六月東歸。元治元年正月再び上洛して從一位右大臣に任叙す。五月東歸。慶應元年五月長州征伐の爲また入洛し、ついで大阪城に移る。二年八月二十日大阪城中に薨す。年二十一。九月増上寺に移葬す。敎して正一位太政大臣を贈らる。〔一一、一四〕

德川家康

小字は竹千代、又國松。初めの名は元信、次で元康後ち家康と改む。廣忠の第一子。母は傳通院夫人刈谷城主水野忠政の女。天文十一年十二月二十六日三河岡崎城に生る。累遷して征夷大將軍に任じ從一位太政大臣と爲る。元和二年四月十七日死。年七十五。正一位東照宮を贈らる。〔三〕

德川綱吉

幼名徳松、家光の第四子。母は桂昌院。正保三年正月生る。慶安四年嗣料十五萬石を賜ひ、承應二年八月、從三位右中將に任叙し、寛文元年閏八月上野館林城を賜ひ前封と合せて二十五萬石を領

德川齊昭

幼字敬三郎、初名紀教、後齊昭と改む。字は子信、景山公、烈公、又潛龍閣と號す。水戸藩主治紀の第三子。寛政十二年三月江戸小石川藩邸に生る。文政十二年家を襲ひ、從三位左中將に任叙し、明年參議となる。襲封以來大に藩治を振振し、武備を修め學校を興し、言路を開き、治績大に見る可きものあり。然れども幕府の忌諱に觸れ、弘化元年駒込邸に幽され、子慶篤に封を嗣がしめらる。間もなく赦され、嘉永二年以來幕政に關與す。井伊直弼大老となるに及び意見之と合はず。再び駒込に幽せられ、更に水戸に屏居せしめらる。萬延元年八月死。年六十一。水戸瑞龍山に葬る。文久二年勅して從二位大納言を贈り、明治元年又從一位を贈らる。〔三三〕

德川慶勝

幼字は秀之助、後義想と改む。支族高須侯松平義建の第二子。母は水戸治紀の女。文政七年三月生る。嘉永二年六月慶城の後を承け入つて宗家を繼ぐ。七月元服して將軍の諡字を賜はり慶想と改む。後また慶勝と改む。よく儉素を以て藩政を理し釐革するところ頗る多し。又國事に奔走し努力する

こと多し。明治四年二月東京に移る。十三年九月老を告げ養子義禮繼ぐ。十六年八月死。年五十九。私諡して文といふ。〔三九〕

德川慶喜

水戸齊昭の第七子。天保八年九月江戸藩邸に生る。幼字七郎殿。始め一橋家を嗣ぎ、刑部卿に任ず。慶應二年家茂の後を承けて十五代將軍となる。三年大政を返し、水戸に隱退し、やがて靜岡に籠居す。明治三十年東京に移り、尋いで巖香閣紙候に任ぜられ、從一位勳一等に叙せらる。三十五年分家して特に公爵を授けられ、四十五年隱居して家を子慶久に譲る。大正二年四月薨す。年七十七。〔三、四、五、八、九、一〇、一一、一二、一三、一七、一八、二〇、二一、二四、二五、三九、四〇、四一、四二、四三、四六、四七、四八、四九、五二、六一、六二、六三、六五、六七、七六、七七、八七、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九八、一〇五〕

德川吉宗

紀伊光貞の第三子。幼字源六、また新之丞。貞享元年十月生る。元祿八年元服して從四位下左少將に任叙し、十年四月越前鯖江にて新地三萬石を賜はる。寶永二年九月入りて紀州宗家を嗣ぎ、從三位左中將となる。三年十二月參議、四年十二月權中納言に任ず。六年五月將軍家繼の後を繼ぎ二の丸に移る。享保元年八月征夷大將軍宣下、正三位權大

德大寺實則

公純の子。天保十年十二月生る。明治の初め參議職、議定官、内閣事務局長、宮内卿等に歴任し、明治四年以來侍從長として久しく明治大帝に奉仕し、又内大臣を兼ね、輔弼の功最も多し。十七年侯爵を授けられ、後從一位大勳位公爵となる。大正八年六月死。〔一〇四〕

登美宮

德川齊昭夫人。有栖川宮一品中務卿織仁親王の王女。御名吉子。母は家の女房安藤氏。文化元年九月廿五日生る。文政十三年齊昭に降嫁の事定まり、天保二年四月關東に下向あり簾中となる。德川慶喜等を生む。齊昭薨後貞芳院と稱す。明治二十六年一月廿七日薨す。御年九十。〔三二〕

富小路敲雲

名は敬直、中務大輔と稱す。刑部大輔永忠の子。天保十三年五月生れ、明治二十五月死。〔七〕

【十行】

永井玄蕃頭

通稱岩之丞。名は尙志。文化十三年三河

と號し、又尙不愧齋と號す。水戸藩士原十左衛門の子。文政十三年正月生る。幼にして會澤、藤田等に學び、後江戸に出て羽倉外記、鹽谷岩陰、藤森弘庵等に學ぶ。ついで昌平齋に入る。在學中嘉永六年川路聖謨等に從ひ、長崎に至る。西遊記の著あり。安政二年藩に歸り、三年菁莪塾を開きて諸生を教ふ。文久二年十二月奥祐筆頭取となり、大番に班す。ついで慶喜に側近し上言するところ多し。慶應元年一橋家御側御用取扱を命ぜられ三十人扶持を賜はる。二年慶喜大統を嗣ぐに及び入りて奥香格典詰となり、又目付に任ぜらる。孝明天皇の崩するや、山陵及葬祭の事を掌り功あり。三年八月十四日刺客の手に仆る。年三十八。明治三十五年從四位を贈らる。〔五、二〇、三四、七九、八〇、九三、九六、九八、一〇一、一〇五〕

原

忠成 原市之進に同じ。〔五〕

ヒ

一橋慶喜

徳川慶喜に同じ。〔二二、六九〕

平山敬忠

通稱謙二郎。圖書頭と稱す。安政六年事により罪を得。慶應元年十二月目付となり、二年八月外國奉行となる。三年四月若年寄並兼外國總奉行に任ず。四年正月免職、還寮。〔四、四六〕

廣橋大納言 名は胤保。光成の子。文政二年二月生る。權大納言と稱す。明治九年十月死。〔七九、八〇、八九〕

フ

福岡藤次

名は孝弟、土佐山内氏の重臣なり。父は左近兵衛、天保六年二月生る。雄次の嗣となる。維新の際皇政復古の議を將軍慶喜に建白し、また五條誓文起草に與る。後、文部、司法の大輔となり、元老院議員、樞密顧問官等に歴任す。大正八年三月死。〔二二、二三〕

福地源一郎

幼字八十吉、天保十二年三月長崎に生る。父有庵、長府藩士、壯年の頃長崎に出で醫業を修め、福地嘉昌の養子となり、源一郎を生む。源一郎長じて名村氏に蘭語を學び、安政四年矢田堀景藏に從ひ江戸に出で、水野筑後守の食客となり、又森山多吉郎の塾生となる。安政六年五月外國奉行支配の通辯御用となり、萬延元年四月外國奉行支配同心格通辯御用に召出され、始めて幕府の御家人となる。文久中竹内下野守等に從ひ歐洲に至り、元治元年また英佛に赴く。維新の際野に下り江湖新聞を發刊す。三年冬明治政府に出仕し岩倉大使一行に從ひ歐米を巡遊す。歸朝後再び野に下り日報社長とな

マ

松木弘庵

後、寺島宗則と名のる。長野成宗の二男、松木宗保の嗣となる。天保三年五月生る。夙に蘭學を修め、後英國に留學し、歸朝後諸官を経て外務大臣となる。明治十七年伯爵を授らる。同二十六年六月死。〔七四〕

松平容保

祐堂また芳山と號す。實は美濃高須藩主松平義建の第六子。母は古森氏。天保六年十二月生る。弘化三年會津藩主松平容敬の養子となり、嘉永五年家を嗣ぐ。ついで左近衛權少將となる。六年藩兵を出して房總及江戸沿海を守備す。安政六年その守備を免じ蝦夷を賜はる。萬延元年左近衛中將に進む。文久二年幕命によりて大政に參與す。此年京都守護職となり、職俸五萬石を賜はる。元治元年罷めて陸軍總裁となり、専で軍事總裁に改む。後また京都守護職となる。慶應三年四月參議に任ず。十二月守護職を廢し、慶喜に從ひ、大阪に下り、ついで江戸に歸り遂に藩に據りて西軍と戦ひ、利あらず。明治元年十一月因幡藩に關せらる。二年家名再興を許され、斗南藩三萬石を賜はり、ついで關囚を解かる。九年從五位に叙し、累進して正三位に至る。二十六年十二月死。年五十八。〔五、九、一一、一七、二六、一九〕

藤田東湖

名は彪、字は斌嗣、通稱は虎之輔、後誠之進と改む。常陸水戸藩士。幽谷の子。弱冠の時、讀書を好まず、専ら武術を習ひしが、一朝感ずる所ありて刻苦書を讀み學大に進む。人となり豪邁にして慷慨の氣象に富む。初め藩主齊修に仕へ、また齊昭の知遇を受け獻替する處多し。事を以て屢々禁錮せられたれども始終渝らず忠誠を抽んず。安政二年十月江戸大地震の際小石川藩邸に死す。時に年五十。著書回天詩史、弘道館述義等あり。明治二十二年正四位を贈らる。〔九八〕

堀

壯十郎

名は孝之。和蘭通詞堀達之助の子。壯次郎とも稱す。弘化元年生る。十九歳の時薩藩に赴き、慶應元年通辯となり英國に赴く。時に變名して高木政次と稱す。明治四十四年九月死。外孫豊彦嗣ぐ。〔三六〕

木

堀

壯十郎 名は孝之。和蘭通詞堀達之助の子。壯次郎とも稱す。弘化元年生る。十九歳の時薩藩に赴き、慶應元年通辯となり英國に赴く。時に變名して高木政次と稱す。明治四十四年九月死。外孫豊彦嗣ぐ。〔三六〕

【マ行】

八一

松平定敬 實は美濃高須藩主松平義建の第七子。尾張慶勝、會津容保等の弟。弘化三年十二月生る。入りて桑名藩主松平猷の嗣となり、安政六年十一月家督を承く。越中守と稱す。元治以來京都所司代となる。明治二年八月隱居。四十一年七月死。(八一)

松平春嶽 名は慶永。字は公孝。從一位田安齊臣の子にして文政十一年九月江戸田安邸に生る。天保九年九月將軍家慶の命を以て松平齊善の嗣となり、十月封を襲ひ越前福井三十二萬石を領す。十二月元服して將軍の諱字を賜ひ今の名に改む。この日正四位下に叙し、左近衛權少將兼越前守に任ぜらる。儉素を以て衆を率ゐ、大に武事を振張し、又學校を興し更改するところ多し。安政文久以來國事に奔走し、慶應二年七月政事總裁職とせられ、明治元年二月京都守護職に補し、大藏大輔を兼ね。明治維新の際議定に任せられ、大藏卿を経て大學別當兼侍讀となる。又正二位に叙せらる。三年七月辭香間祇候に拜す。十四年七月勳二等となり、二十一年從一位に叙せられ、二十二年六月勳一等となる。二十三年六月死。(五、八、一九、二四、七九、八〇、八一、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九五、九六、九七、九九、一〇〇、一〇二、一〇三)

三、一〇五

松平縫殿頭 名は乘謨。兵部少輔と稱す。文久三年八月大番頭より若年寄となり、元治元年六月免職。同月再役。同年九月辭す。慶應元年十二月陸軍奉行よりまた若年寄となる。同二年六月老中格となり、十月陸軍總裁に任ず。四年二月免職。(五五、五六、五七)

松平乘謨 松平縫殿頭に同じ。(五二、六〇)

松平宗秀 伯耆守と稱す。安政五年十月寺社奉行となり、元治元年八月老中となる。慶應二年七月大阪に於て職を免じ城代に預けらる。(一一)

松平容堂 山内容堂に同じ。(四)

松平慶永 松平春嶽に同じ。(三九)

松根圖書 通稱三樂、宇和島藩の老臣。嘉永四年九月家督を嗣ぎ、藩主宗城を輔けて功あり。宗城唯一の謀臣と稱せらる。明治元年三月退隱一切世事を捨て閑居す。二十七年三月死。年七十五。贈正五位。(一一)

松村淳藏 薩摩藩士。名は政盛、市來市兵衛の三男。勘十郎と稱す。天保十三年五月生る。慶應元年森有禮等と英國に留學し、海軍兵術を修めて歸る。累進して海軍中將となる。大正八年一月死。(三六)

萬里小路博房 權大納言正房の子。權中納言となる。

文政七年六月生れ、明治十七年二月死。(一〇四)

ム

向山華人正 通稱榮五郎。黃村と號す。一色直淨の三男、源大夫の嗣となる。文久三年五月目付となり、八月免職差控、元治元年九月目付再役、慶應元年十月大阪に於て免職、同二年十月寄合より外國奉行佛國奉使、勘定奉行次席、同四年三月若年寄を辭す。明治三十年八月死。(三三、三四、三七、四二、四四)

モ

森有禮 通稱金之丞、鹿兒島藩士有恕の四男。慶應元年藩選により、五代才助に従ひ、英國に遊學し、歸りて明治政府に仕へ、三年少辨務使として米國に駐留し、八年全權公使に任じ、清國に赴く。十年の役起るや、偶賜暇歸郷し、外務を攝行し、平定に及び、再び北京に赴く。十一年歸朝して外務大輔となり、更に公使となつて英國に赴任す。十七年參事院議官となり、文部省御用掛を兼ね。十八年十二月文部大臣となる。二十二年二月西野文太郎に刺殺せらる。年四十三。(三六)

【ヤ行】

ヤ

柳原光愛 大納言日野俊光の後、中納言隆光の子。官大納言に至る。文久中山陵修葺の事に與りて功あり、その女愛子明治天皇に奉仕して典侍となる。大正天皇の御生母なり。(八九)

山内容堂 名は豊信、容堂また鯨海醉侯と號す。山内容堂の長男。文政十年十月生る。嘉永元年十一月入りて宗族を嗣ぐ。三年從四位下土佐守に叙任せられ、五年侍從に任ぜらる。常に皇室の式微を慨し興復の志あり。安政六年病を以て致仕し、江戸鮫洲に屏居す。文久二年以來幕府の樞機に參與す。慶應三年十月大政返上の意を上言し納れらる。同年議定に任ず。明治元年六月從二位權中納言となり、翌二年藩籍奉還の先頭となる。八月職を辭して辭香間祇候に轉じ、九月正二位に陞る。五年六月死。年四十六。(五、二三、四一、八六、八七、八八、九五、九六、九七、九九、一〇二)

山階宮 御名晃親王、邦家親王第一王子、母は家の女房藤木壽子。文化十三年九月生る。靜宮と稱す。十四年八月勳修寺門室を相續す。文政元年四月改めて志津宮と稱す。五月光格天皇養子となる。六年十月親王となる。七年五月落飾、天保八年十一月

人物概覽

二品に叙す。十三年七月親王位記並に光格天皇養子
を止めらる。元治元年正月復飾、山階宮の稱號を賜
ふ。ついで孝明天皇猶子となり、親王となさる。慶
應三年十二月二品に叙す。明治八年十二月勳一等に
叙し、十九年十二月大勳位となる。三十一年二月
薨。御年八十三。(一九、八九、一〇四)

山高石見守

名は信隆、彈正と稱す。元治元年三月目
付となり、五月罷む。慶應二年八月寄合より目付に
再任。三年正月作事奉行格小納戸頭取となり、徳川
昭武に従ひ佛國に赴く。(三三、三四)

ヨ

横井小楠

名は存、字は子操、通稱は平四郎、實名は
時存、小楠又沼山と號す。文化六年八月熊本内坪井
街に生る。天保十年三月藩主の命を以て江戸に遊學
す。初め舊藩井藩主松平慶永に聘せられて開國の大
議を定め、後公武一和の計を立て勤皇討幕の論紛糾
するの時に處し、卓然開國進取の大策を以て終始
す。然るに人の誤る所となり明治二年一月京都寺町
に於て兇刃に斃る。享年六十有一。京都南禪寺の境
内天授庵の墓地に葬る。昭和三年從二位を贈らる。
(八八)

吉井幸輔

名は友實、舊鹿兒島藩士。文政十一年二

月生る。幕末の際藩の大坂倉屋敷に勤仕す。明治維
新の後、工部、民部、宮内省等に出仕し、十五年日
本鐵道社長となり、十七年罷む。二十一年四月樞密
顧問官となる。二十四年四月死。年六十四。(七五)

吉田清成

鹿兒島藩士。通稱巳之次、太郎、また弘
と稱す。源左衛門某の四男。弘化二年三月生る。元
治元年英國に留學し、歸朝後明治政府に出仕し、條
約改正及財政確立に功あり。二十年子爵を授けら
る。ついで樞密顧問官となる。二十四年八月死。
(三六)

【ラ行】

ヨ

六條中納言

名は有容。村上源氏源師房の後なり。有
言の嗣子。明治二十三年三月死。(七九、八〇)

昭和十四年九月一日印刷
昭和十四年九月五日發行

明治天、皇御宇史(第一冊)
定價金四圓五拾錢

不許複製

著者 徳富猪一郎

發行者 三樹退三

印刷所 凸版印刷株式會社

代表者 井上源之丞

發行所 民友社

發賣所 明治書院

東京市神田區錦町
一丁目十六番地
振替東京四九九一番
株式會社

電話神田(五)二一四七番

384
43

終

